

グループホームあうん 『利用者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の指針について』

令和4年4月作成

1. 『利用者虐待防止の指針について』の基本的な考え方

グループホームあうんを利用されている利用者が、毎日、生き生きとした暮らしが継続できるように、障害福祉サービスを提供している施設職員が決して行ってはならない虐待行為について整理し、法人としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定める。

また、万が一虐待行為が発生した場合の法人としての対処方法を定める。

虐待行為は決して許されるものではないが、虐待防止に向けた取り組みは、提供する障害福祉サービスの質を高めるものであると位置づけ、法人・施設・事業所が前向きに取り組むための指針の一つとして考えていく。

2. 虐待の種類

	区分	概要	具体的内容例	対象職員への 刑罰対象
①	身体的虐待	身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。	・平手打ちにする・殴る・蹴る ・壁に叩きつける・つねる・正当な理由なき居室等への閉じ込め等	・傷害罪 ・暴行罪 ・逮捕監禁罪
②	性的虐待	わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。	・性交・合理的理由なき性器への接触・本人の前でわいせつな言葉を発する等	・強制わいせつ罪 ・強姦罪
③	心理的虐待	著しい暴言、もしくは拒絶的な対応 または不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる・大声で叱責する・仲間に入れない・話し掛けを無視する・人格をおとしめるような対応等	・脅迫罪 ・強要罪 ・名誉棄損罪 ・侮辱罪
④	ネグレクト (放棄・放任)	心身的に衰弱させるような減食または長時間の放置、粗悪な環境の放置、その他上記①～③の行為の放置等	・汚れた居室等を長時間放置する、健康状態が悪い利用者への必要な対応を怠る等	・保護責任者遺棄罪
⑤	経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。	・年金や賃金を渡さない・不当な年金等の管理等	・窃盗罪 ・詐欺罪 ・横領罪

3. 『身体拘束等の適正化の指針について』の基本的な考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされる。身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が挙げられる。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ③ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ④ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

緊急やむを得ない状況で身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定される。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行うものとする。

① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。
② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断するには、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。
③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

4. 不適切な行為

ここで扱う「不適切行為」は、「虐待行為」に対して『軽度である』という位置づけをすることが意図ではなく、提供する障害福祉施設サービスの質を向上させるための支援場

面の具体的なポイントとして継続的に振り返りを行っていくために掲げた。

	区 分	内 容	理 由
⑥	不適切行為	①呼称を「～さん」付けしない	→子ども扱いや人格を軽視している状況であり、心理的虐待につながり易い。
		②利用者の近くでの申し送り・職員同士の会話	→他に聞こえて欲しくないことや“問題行動”等を話すことで、他に偏ったイメージを作る可能性がある。また、利用者の個人情報了他利用者の前で話してしまうことは、個人情報の流出となり得るため、細心の注意や配慮が必要。
		③その他、虐待行為区分①～④の行為とは言えないが、適切さに欠くと思われる行為。	→虐待とは言えないが、サービスの質の維持・向上の視点から適切さに欠いているため。

5. 虐待防止の体制

・虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会は、管理者とサービス管理責任者の人員で構成する。

責任者は、管理者とし、管理者は、外部講師の虐待防止研修を受け見識を広げた上で委員会メンバーのサービス管理責任者と対策を検討し、虐待防止に関わる提言や研修会の実施の取り組みの発案、助言等に関わることを、事業所の従業員に対して、行うものとする。

また、虐待防止委員会は、虐待行為・虐待疑い事象が発生した場合の情報収集と検討、市障害者虐待防止センターへの通報、通報後の対応を迅速に行うものとする。

・身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束適正委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。

6. 職員が虐待を発見した時の対処法について

虐待が起きたときは、管理者、サービス管理責任者の許可を得ることなく、発見者は、市の障害者虐待防止センターへの通報を行うものとする。

通報の電話番号は **046 (822) 8249** です。

また合わせて、管理者ならびにサービス管理責任者に報告を行うものとする。

そして、報告書に必要事項を記入して記録をとることを徹底する。

7. 身体的拘束等の報告方法について

事業所内で身体的拘束等が発生した際には、職員は、ただちに管理者およびサービス管理責任者に報告するとともに、報告書に必要事項を記入して記録をとることを徹底する。

8. 職員研修に関する具体的な取り組み（法人の基本方針）

全従業員は、虐待の現場に遭遇した時、適切な行動ができるよう、年1回以上、研修を実施する。

そして管理者またはサービス管理責任者は、職員が、正しく理解できているかチェックする。

また、新規採用時に、虐待防止研修と、身体拘束等の適正化の研修を実施する。

9. 利用者に対する当該指針の閲覧について

利用者より虐待防止及び身体的拘束等の適正化について質問を受けた時には、当該指針を閲覧いただき、相互理解を深めることとする。